

令和 8 年度 福岡市子どもプラザの設置・運営団体公募要領

令和 8 年 8 月
福岡市こども未来局子育て支援部事業調整課

1. 趣旨

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、孤立しがちな乳幼児親子や妊娠中の方の子育て不安を軽減し、子育てしやすい環境づくりの充実を図るため、地域において気軽に交流や相談ができる子どもプラザ（児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点に該当）を市内14か所に設置し、ニーズに応じた教育・保育や子育て支援サービス等の情報提供等を行う子育て支援コンシェルジュ（子ども・子育て支援法第59条第1号に定める利用者支援事業及び児童福祉法第10条の3第1項に基づく地域子育て相談窓口に該当）を順次配置しています。

現在、第6次福岡市子ども総合計画において、子育て支援コンシェルジュを配置する子どもプラザを、令和11年度までに市内に8か所増設することを計画しており、**令和8年度は3か所新規開設**をします。

この要領は、子どもプラザ及び子育て支援コンシェルジュの事業目的を理解し、子どもプラザの開設・運営ができる団体を選定するために必要な事項を定めるものです。選定された団体には、一定の開設準備経費と運営費を補助します。

2. 公募の概要

福岡市子どもプラザを設置・運営予定で、補助金の交付を希望する事業者を募集します。

（1）事業開始時期

原則、**令和8年度中（令和9年3月31日まで）**

※選定された団体は、選定後可能な限り速やかに、事業を開始するものとします。

※事業開始時期は、選定状況等により協議の上決定します。

（2）募集期間

令和8年8月10日（月）から令和8年9月11日（金）午後5時まで

（3）募集区及び選定予定数

令和8年度は、各区の0～6歳乳幼児数に対し子どもプラザ設置数が少ない順に、3区（中央区・南区・城南区）について募集します。

区	選定予定数
中央区	1か所
南区	1か所
城南区	1か所

<参考>

区	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
0～6歳乳幼児数	18,644人	11,443人	8,759人	14,660人	6,543人	12,286人	11,080人
既設の子どもプラザ数	3か所	2か所	1か所	2か所	1か所	2か所	3か所
子どもプラザ1か所あたりの0～6歳乳幼児数	6,215人	5,722人	8,759人	7,330人	6,543人	6,143人	3,693人

（4）募集対象地域

子どもプラザ同士の近接を避けるため、（3）の3区内で、既に市が設置している子どもプラザから直線距離で800m以内の地域を除く、区内全域とします。

※既存の子どもプラザの所在地については、市ホームページでご確認ください。

【URL】<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/3404/>

3. 公募の条件

(1) 応募資格

次の各号のいずれにも該当すること。

① 次のア～エのいずれかに該当すること。

ア ボランティアグループ等の団体で、2年以上子育て支援活動の実績のあるもの。

イ 社会福祉法人・学校法人・公益法人で、子育て支援活動に実績のあるもの。

ウ 上記ア・イ以外の社会的信望を有する法人で、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する職員が本事業の実務にあたることができ、子育て支援活動に実績のあるもの。

エ 上記団体または法人の共同事業体。

② 市町村税を滞納していない者であること。

③ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

④ 福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。

⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 実施施設について

事業実施にあたっては、事業を実施するための専用スペース（物件）を事業者で確保するものとします。物件については、次の各号の条件を満たしている必要があります。

① 設置階

開所時間中は専用で使用できるスペースを、原則、1階もしくは2階に設置すること。（2階以上に設置する場合は、エレベーターの確保、階段の幅や勾配のほか手すりの確保など子育て親子の利用に十分留意すること。また、専用スペース及び利用者が通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備を設置すること。）

② 専用スペースの広さ

屋内で概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ（乳幼児親子の遊び場部分の面積が概ね35㎡以上）であること。

③ 設備

乳幼児を同伴しての利用に配慮した設備（授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、おむつ替えスペース、幼児トイレ、遊具等）及び相談コーナーを備えること。安全性が確保された上で一体的な利用が可能であれば、乳幼児親子の遊び場と分かれていても差し支えない。

④ 物件

概ね5年以上継続して事業実施が可能と見込まれる物件で、実施施設の建物の所有権又は賃借権を有していること。又は、事業の開始に支障のない時期までに有する見込みがあること。

※転貸物件は不可とする。賃貸物件で実施する場合、応募時に賃貸借契約が成立している必要はないが、事業実施が決まった場合は、速やかに賃貸借契約を締結すること。

※実施施設が、民営保育園や認定こども園、私立幼稚園等の場合、関連法令や施設・事業の認可基準等に反しないこと。必要に応じて、所管庁や関係部局等に事前相談すること。

※なお、利用者や地域の方の利便性や効率性などを考慮してより適切な場所であると本市が認めた場合には、運営を開始した後に、事業実施場所を移転することができる。事業実施場所の移転に関する費用は、事業者の負担とする。

⑤ 仕様

利用者の安全に考慮した仕様となっていること。

⑥ 耐震

昭和 57 年以降に完成した建築確認申請及び検査済の建物であること（昭和 56 年以前に完成した建物の場合は、耐震診断を実施し問題がない建物又は耐震補強済の建物であること。昭和 57 年以降に完成した検査済証のない建物の場合は、建築基準法適合状況調査（遵法性調査）又は耐震診断を実施し現行の基準を満たしている建物、あるいは、耐震補強済の建物であること。

⑦ 石綿含有物件でないこと。

⑧ 消防用設備等

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定により、施設の利用形態及び規模等に応じて、消防用設備等（消火器、自動火災報知設備、誘導灯など）の設置や各種届出（防火管理者の選任届出書、消防計画作成届出書など）が必要になる場合があるため、物件の所在区の消防署に事前に相談すること。

⑨ 近隣住民等の理解

事業の実施にあたっては、近隣住民等に事前に事業の趣旨や概要を説明して理解を得るよう努めること。また、物件の賃貸人及び所有者にも説明して承諾を得ること。

（3）事業の実施について

「福岡市子どもプラザ事業実施要綱」及び「子どもプラザにおける福岡市子育て支援コンシェルジュ事業実施要綱」、別紙「子どもプラザ業務内容詳細」に基づき事業を実施するものとします。

※今後、国の動向等を踏まえて上記要綱が改正される場合があります。

1 利用対象	乳幼児（0歳からおおむね6歳まで）とその保護者、又は妊娠している方（※配偶者含む）
2 開所日数	週4日以上 ※原則として、年度を通して曜日を固定して開館すること（曜日の設定は任意） ※年末年始（12/29～1/3）は休館可 ※週6日以上開所の場合に限り、月1日の所定の日について休館可（例：毎月第3週水曜日は休館）
3 実施時間	日中の5時間以上 ※原則として、年度を通して時間を固定して開館すること（時間の設定は任意） ※連続した開設時間を推奨するが、午前と午後に分けることも可
4 利用定員	原則、設けずに実施すること ※各種講座や専門相談等は除く
5 事業の内容	子どもプラザ事業 (基本事業) ①気軽に利用できる遊び場の提供 ②交流の場の提供と交流の促進 ③子育てに関する気軽な相談、専門家による相談日の開設 ④子育てに関する情報提供 ⑤子育て及び子育て支援に関するミニ講座の企画・実施 (地域支援の取り組み) ※地域子育て支援拠点として機能強化を図るために、次に掲げるア～ウから1つ以

	上実施すること ア高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 イ地域の団体と共同して伝統文化や習慣・行事を実施し、乳幼児親子の育ちを継続的に支援する取組 ウ地域ボランティアの育成、自治会・町内会、子育てサークル等との協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 (任意の取組) ①配慮が必要な子育て家庭等への支援 ②休日における育児参加促進のための講習会の実施 子育て支援コンシェルジュ事業 (基本事業) ①利用者の個別ニーズに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等による、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用の支援 ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり ③地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等 ④リーフレットその他の広告媒体を活用した、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報の積極的な広報・啓発 ⑤地域子育て相談窓口（児童福祉法第10条の3第1項に基づく地域子育て相談機関に該当）として、子育て家庭等からの相談に応じ、助言、情報提供、サービスや機関の利用支援、区こども家庭センターへの情報共有（困難を抱える家庭、地域資源等）を行う。 (任意の取組) ①休日における相談業務実施 ②出張相談実施 ③外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用するための多言語対応 ④配慮が必要な子育て家庭等への支援 ※「福岡市子どもプラザ事業実施要綱」及び「子どもプラザにおける福岡市子育て支援コンシェルジュ事業実施要綱」、別紙「事業内容詳細」参照のこと
6 利用料	無料 ※講習会の材料費等利用者において負担することが適当と認められる最低限の実費については、徴収することができる。
7 子どもプラザ事業に従事する職員の配置	・子どもプラザ事業を遂行するに当たり十分な能力を持つ専任の、常勤職員又は非常勤職員を<u>常時2人以上配置</u> ・そのうち、1人は、保育士・教諭・保健師・助産師・看護師・准看護師の資格を持つ者又は子育て支援員研修の地域子育て支援コースを修了した者若しくは長年子育て支援に携わった者
8 子育て支援コ	・子育て支援コンシェルジュ事業を遂行するに当たり十分な能力を持つ専任の、常勤

ンシエルジュ事業 に従事する職員の 配置	職員又は非常勤職員を常時1人以上配置 - 以下の(1)及び(2)を満たした者又は(3)に該当する者でなければならない。 (1)「子育て支援員研修事業の実施について（こども家庭庁通知）」に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（当該職員が「子育て支援員研修事業実施要項」5（3）ア（エ）に該当する場合を除く。）及び子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修を修了していること。 ※事業を実施する必要があるが、すぐに当該研修を実施できないなどその他やむを得ない場合は、事業に従事し始めた後に適宜受講することを認める。 (2)次の各号に掲げる職員の区分に応じ、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市が認めた事業や業務について、当該各号に定める実務経験の期間を有すること。 ①保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者 1年 ②①以外の者 3年 (3)児童福祉法施行規則第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー
9 施設構成	・乳幼児親子の遊び場（最低 35 m²以上） ・相談スペース（個室またはパーテーションなどで区切られていること） ・受付・事務スペース ・おむつ替えスペース、授乳コーナー、調乳スペース（お湯の提供含む）、流し台、トイレ（大人も子どもも利用できる環境であること）、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。 ・ベビーカー置き場 ※すべての設備を同一の部屋に設ける必要はなく、利用に支障のない範囲で同一施設内にあればよい。

4. 補助金の交付

（1）補助の種類と補助対象経費

補助の種類	補助対象経費	
運営費補助	補助事業実施に係る運営費	賃金等の人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信費、印刷消耗品費、工事費、修繕費、保険料、講師謝金、ボランティア交通費、その他事業の実施に必要と市長が認めた費用
開設準備経費補助	子どもプラザ事業、子育て支援コンシエルジュ事業の開設に係る改修費等	工事費、修繕費、初年度備品購入費、その他事業の実施に必要と市長が認めた費用 ※建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は対象外
	施設の開設に係る礼金等	礼金及び開設前月分の賃借料、管理費、共益費 ※賃貸借契約解除時に返金されるものは対象外

（2）補助金額

「福岡市子どもプラザ事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）」に基づき、下記(a)～(d)を合計した額を補助します。事業の実施期間が1年に満たない場合は、交付要綱第9条のなお書きのとおり補助基準額を月割りします。

※今後、国の動向等に応じて交付要綱が改正される場合があります。

(a) 子どもプラザ運営費	交付要綱 別表1（子どもプラザ事業の運営費基本分）及び別表2（子どもプラザ事業の加算項目）の合計額と子どもプラザ事業実施に必要な経費の実支出額を比較して少ない方の額。 ※加算の要件は、交付要綱のとおり
(b) 子どもプラザ開設準備経費	交付要綱 別表3（子どもプラザ事業の開設準備経費加算）と子どもプラザ事業の開設準備に係る補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。 ※交付決定前に契約、着工しているものについては対象としない。
(c) 子育て支援コンシェルジュ運営費	交付要綱 別表4（子育て支援コンシェルジュの運営費基本分）及び別表5（子育て支援コンシェルジュの加算項目）の合計額と子育て支援コンシェルジュ事業実施に必要な経費の実支出額を比較して少ない方の額。 ※加算の要件は、交付要綱のとおり
(d) 子育て支援コンシェルジュ開設準備経費	交付要綱 別表6（子育て支援コンシェルジュの開設準備経費加算）と子育て支援コンシェルジュ事業の開設準備に係る補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。 ※交付決定前に契約、着工しているものについては対象としない。

（3）交付時期

※補助金は補助対象事業の終了後に交付します。必要と認められる場合には、分割での概算交付が可能となる場合があります。

（4）補助期間

補助期間は1年（4月1日から翌年の3月31日まで。令和8年度は、事業開始から令和9年3月31日まで）とし、良好に運営された場合は、5年を越えない範囲で原則毎年度継続するものとします。

ただし、当該事業の補助は、福岡市の予算の範囲内において実施し、予算の減額又は削除があった場合は、この限りではありません。

5. 事業者の選定

（1）スケジュール

時期	手続き等
令和8年8月10日（月）	公募について案内開始 （福岡市ホームページに掲載及び事務局にて配布）
令和8年8月26日（水）正午まで	説明会参加申込書提出の締切
令和8年8月27日（木）午前11時から	説明会※参加は申請の必須条件ではありません
令和8年9月7日（月）午後5時まで	質問書提出の締切
令和8年9月10日（木）午後5時更新	質問書の回答（福岡市ホームページに掲載）
令和8年9月11日（金）午後5時まで	補助事業者選定参加申込書提出の締切
令和8年8月10日（月）から 令和8年9月18日（金）午後5時まで	応募書類の受付
令和8年9月25日（金）午後5時まで	応募辞退期限
令和8年9～10月（予定）	審査（本市職員による書類審査及び現地確認）

令和8年11月（予定）	選考協議会（事業者ヒアリング等）
令和8年12月（予定）	事業者決定・選定結果通知
令和8年度中（1月頃～） ※遅くとも3月31日までに事業開始	開設・運営開始

※ 事業者選定結果通知後、補助金交付申請の受付を行います。交付決定には1か月程度要します。

※ 状況によりスケジュールは変更となる場合があります。

（2）説明会

事業説明会をつぎのとおり実施します。なお、参加には事前申し込みが必要です。

開催日時：令和8年8月27日（木）午前11時から（1時間程度を予定）

開催場所：アクロス福岡 会議室607

住 所：福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡

参加申込：令和8年8月26日（水）正午までに「説明会参加申込書（様式2）」を事務局へ電子メールで提出してください。

※申込多数の場合は別の日時をご案内する場合があります。

※参加者は、1団体2名までとします。説明会への参加は、申請の必須条件ではありません。

（3）質疑

申請にあたり疑義が生じた場合は、令和8年9月7日（月）午後5時までに「質問書（様式3）」により事務局へ電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、令和8年9月10日（木）までに随時福岡市ホームページへ掲載します。掲載内容に更新がある場合は、午後5時にホームページの更新を行います。なお、電話や来庁など口頭による質問は受け付けません。

（4）事業者選定申請

事業者選定に応募する場合は、次のとおり申請を行うこと。

① 事業者選定参加申込

受付期間：令和8年9月11日（金）午後5時まで

提出書類：参加申込書（様式1）

提出方法：事務局へメールの上、電話で提出した旨をご連絡ください。

② 応募書類受付

受付期間：令和8年8月10日（月）から令和8年9月18日（金）午後5時まで

提出書類：下記（5）で指定する提出書類

提出方法：事前予約の上、事務局へ持参

※書類確認を行います（1時間程度）ので、必ず事前に日時を予約のうえ、お越しください。

（5）提出書類

申請書類については、「提出書類等」の番号ごとに両面印刷のうえ、正本1部、副本9部の計10部を提出してください。

提出書類等		提出部数
1	【様式4】提出書類一覧	正本1部・副本9部

2	【様式5】公募申込書	正本1部
3	【様式6】団体概要書	正本1部・副本9部
4	【様式7-1】設置者（もしくは設置主体の代表者）の履歴書	正本1部・副本9部
5	【様式7-2】業務遂行責任者（予定を含む）の履歴書	正本1部・副本9部
6	【様式8】事業計画書 ※事業計画書の、4実施体制に関する方針及び計画（2）配置計画 イ 職員一覧の「資格等」欄に記入した資格等については、修了証等の写し を添付してください（正本1部で可）。	正本1部・副本9部
7	【様式9】設置場所及び設置施設の概要等 ①乳幼児親子の遊び場、相談室、トイレ、ベビーカー置き場、流し台な どの場所を明記すること。 ②施設の一部を使用して事業を実施する場合は、①とは別に施設全体の 平面図を添付し、使用する部屋（スペース）を明記すること。 ※関連法令や施設・事業の認可基準等に反していないこと（必要に応じ て関係部局当に事前相談すること） ※①の設備は他の事業と共用可。ただし、乳幼児の遊び場は開所時間外 についてのみ使用可。 ※施設平面図は、面積や最低基準を確認できるような内容であること。 事業実施スペースが分かるようにすること（点線で囲む等）。平面図内 に施設写真の番号と写真を撮った向きを矢印で書き込むこと。	正本1部・副本9部
8	定款及び履歴事項全部証明書	正本1部・副本9部
9	【様式10】役員名簿	正本1部
10	■新耐震基準を満たしていない建物（昭和56年以前に完成した建物） の場合 耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類 ■昭和57年以降に完成した建物の場合 建築基準法第7条の2第5項に基づく検査済証	正本1部・副本9部
11	■土地・建物が賃貸の場合 賃貸借契約書の写し（新規開設予定の場合は契約予定を確認できる書 類の写し） ■土地・建物が自己所有の場合 土地・建物の登記事項証明書	正本1部・副本9部
12	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び総括表の写し（直 近のもの、施設によっては不要の場合あり）	正本1部・副本9部
13	防火管理者選任届の写し（防火管理者の選任が義務付けられている施設の み）	正本1部・副本9部
14	石綿含有物件でないことが分かる書類 石綿調査結果が分かる書類又は建築基準法第7条の2第5項に基づく検査 済証	正本1部・副本9部
15	設置者の財務状況が分かる書類（直近3年分） ■法人、団体の場合 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）の写し	正本1部・副本9部

16	市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（3か月以内のもの）	正本1部
17	消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書（3か月以内のもの）	正本1部
18	施設（又は法人、団体）の広報資料（パンフレット等）	正本1部・副本9部

（6）申請に際しての留意事項

- ① 申請に際し必要な費用は申請者の費用とします。
- ② 福岡市が認めた場合を除き、提出期限後の申請書類の変更及び差し替えは原則として認めません。
- ③ 必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。
- ④ 申請内容については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公開することがあります。
原則として全て公開の対象となりますが、申請者の正当な利益を害するものについては、非公開とすることがあります。
- ⑤ 福岡市は必要な場合に申請書類等の内容を無償で利用できるものとします。
- ⑥ 提出いただいた申請書類等は返却しません。
- ⑦ 下記に該当する場合は、審査を行うことなく失格とします。また、選定後に下記に該当した場合または該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すことがあります。
 - ・市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと福岡市が認める場合
 - ・申請書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
 - ・提出期間内に必要な書類が提出されなかった場合
 - ・その他、福岡市が不適切と認めた場合

※福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者及び同条例に反する行為を行う者であることが判明した場合は、評価を行うことなく失格とします。なお、申請者については、団体役員全てについて、福岡県警本部組織犯罪対策課へ暴力団員の有無に関する照会を行います。
- ⑧ 申請書類提出後に辞退する場合は、「公募申込辞退届（様式11）」を事務局宛に郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は、特定記録や簡易書留等、配達記録が残る形で送付してください。
- ⑨ 市が認めたものを除き、選定後の申請内容の変更は原則として認めません。市が認めたものの以外の変更は選定取消しとなる場合がありますので、変更が生じる場合は必ず市と事前に協議を行ってください。

6. 設置・運営団体の選定方法

（1）設置・運営団体の選定方法

- ① 学識経験者等による福岡市子どもプラザ事業運営団体選考に係る協議会（以下「選考協議会」という）において、各団体から提出された書類及びヒアリングに基づき、評価を行います。
- ② 開設する地域等については、客観的な事実に基づき加点します。
- ③ 以上の結果を踏まえて本市が設置・運営団体を決定します。

（2）評価基準

- ・ 次の選定基準に基づいて、応募申請者の評価を行います。
- ・ 選定にあたっては、福岡市子どもプラザ事業（公募型）評価基準（以下「評価基準」という。）により評点するものとし、選考委員会委員による評価点の合計（255点＝85点×3人）に客観的評価（事務局）による加点（15点）を合計（270点満点）し、募集対象区ごとに、合計点数による順位付けを行います。

- ・最も高い評点が同点となった場合は、選考委員会において評議し、順位付けを行います。
- ・選考委員の評価点が6割未満の場合は選定対象としません。
- ・適切な事業者がない場合は該当なしとする場合もあります。
- ・募集対象区毎に評価点の最も高い団体を補助対象予定事業者、次に高い団体を次点候補者とします。
- ・補助対象予定事業者が辞退する、又は一定期間事業の開始が見込めない等の場合は、次点候補者と協議を行い、補助対象事業者とすることがあります。
- ・応募状況により、全部又は一部の区について、選定をしない場合があります。

◆ **評価基準** ※選定は、次に掲げる項目等を総合的に判断して行います。

【選考協議会委員による評価項目（合計 85 点）】

ア 運営の基本方針等（配点 20 点）

- ① 運営方針 ②開設曜日・時間 ③ 地域子育て支援施設としての環境

イ 事業内容に関する方針及び計画（配点 30 点）

- ① 子育て親子の交流・遊び場の提供と交流の促進 ② 子育てに関する相談・助言の実施、地域の子育てに関する情報提供 ③ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
④ 地域支援の取組の実施 ⑤子育て支援コンシェルジュの取組 ⑥人権への配慮

ウ 実施体制に関する方針及び計画（配点 25 点）

- ① 設置・運営団体の代表者の子育て支援の理解・熱意・経験等 ② 人員配置の工夫、運営に関わる人材育成 ③ 利用者等からの要望・苦情への対応 ④ 個人情報の保護
⑤予算計画

エ 安全・衛生対策等への対応計画（配点 5 点）

オ 子育て支援に関する活動実績（配点 5 点）

【事務局による客観的評価（合計 15 点）】

- ①既存の全ての子どもプラザから、直線距離で 1.5Km 以上離れている（配点 5 点）
②乳幼児数が多い地域（下表の小学校区内）である（配点 5 点）

<乳幼児数（0-6 歳（R8.3 月末時点）が 1,000 人以上の小学校区>

区名	対象地域
中央区	平尾小学校区、南当仁小学校区
南区	三宅小学校区、宮竹小学校区（※南区部分のみ公募対象）、西高宮小学校区、玉川小学校区

※小学校区域については、市教育委員会ホームページでご確認ください。

【URL】 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/tsugaku/ed/area/tsugaku.html>

- ③無料の専用駐車場 5 台以上（配点 3 点）
④乳幼児親子の遊び場面積 70 ㎡以上（配点 2 点）

(3) 選考協議会

① 実施日時

令和8年11月（予定）

② 実地調査

選考協議会の開催前に、市職員が実施予定場所の実地調査を行う場合がありますので、ご対応をお願いします。（実地調査を行う場合の日時等は、申請後にご連絡します。）

その他、選定にあたって、提出書類に関する問い合わせを行うことがあります。

③ プレゼンテーション及び質疑

ア 出席者は1団体につき3名までとする。なお、具体的な場面を想定した質問を行う場合があるため、責任者は必ず出席すること。

イ 1団体ごとに5分間のプレゼンテーション後、質疑応答を15～20分程度行う（予定）。

ウ プレゼンテーションは、提出書類の説明ができる者が行うこと。

エ 機器は使用せず、提出した提案書に基づく口頭による説明を基本とする。プレゼンテーション時の追加資料の提出や新たな提案内容の説明は認めない。

オ 日時やプレゼンテーションの時間等は変更の可能性がある。詳細は、改めて各応募団体に通知する。

④ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果）は、申請者全員に文書により通知し、福岡市ホームページでも公表します。

(4) 選定後の手続き

選定後、市と開設時期や実施詳細等について協議を行い、福岡市子どもプラザ事業補助金の交付申請をご案内します。

6. 関係資料等

(1) 関係様式

(2) 子どもプラザ業務内容詳細

(3) 子どもプラザ業務Q & A

(4) 福岡市子どもプラザ事業実施要綱

(5) 子どもプラザにおける福岡市子育て支援コンシェルジュ事業実施要綱

(6) 福岡市子どもプラザ事業補助金交付要綱

【お問い合わせ・提出先（事務局）】

福岡市子ども未来局 子育て支援部事業調整課 地域支援事業係
担当：白銀（しろがね）、浅野

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1（福岡市役所13階）

電話：092-711-4340 ファクス：092-733-5718

メール：jigyochosei.CB@city.fukuoka.lg.jp